

## 【掲載官報】

平成 22 年 9 月 29 日 本紙第 5406 号

## 【法令名】

○戦傷病者戦没者遺族等援護法第8条の3第1項の改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令

## 【法令番号】

平成 22 年 9 月 29 日 政令第 207 号

## 【管轄省庁】

厚生労働省

## 【施行期日】

平成 22 年 10 月 1 日

## 【制定の根拠規定】

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成19年法律第29号）附則第2条第2項の規定

戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）第27条第3項

## 【法令のあらまし】

### \* 要旨

平成22年10月から平成23年9月までの月分の遺族年金及び遺族給与金の額を引き上げる。

平病死（公務軽症又は勤務関連重症）	541,450円 ⇒ 557,600円
平病死（勤務関連軽症）又は併発死（公務傷病）	440,250円 ⇒ 456,400円
併発死（勤務関連傷病）	318,850円 ⇒ 335,000円

（第2条関係）

平病死亡：障害年金受給者が障害年金の支給事由以外の傷病により死亡した場合はいいです。遺族には、障害年金受給者が受給していた障害年金の種類（公務・勤務関連の別、障害の程度）に応じて年金が支給されます。

併発死亡：死亡の原因が公務傷病や勤務関連傷病によることが明確に立証できない場合や、戦地勤務終了後一定期間内の死亡で、勤務の影響により死亡したものと推測される場合はいいです。

.....